

## 退職金規程

### 第1条 (適用範囲)

1. 一般社団法人徳島県サッカー協会（以下「法人」という）の職員に対する退職金の支給について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は法人に雇用された職員に適用する。非常勤職員・パートタイマー・嘱託については適用しない。

### 第2条 (退職金の支給要件)

1. 退職金は試用期間を経過し1年以上勤務した職員が以下の各号に一に該当する事由により退職した場合に支給する。
  - ①定年により退職したとき
  - ②在職中に死亡したとき
  - ③法人の都合により退職したとき
  - ④契約期間が満了したとき
  - ⑤私傷病により休職期間が満了したとき、または休職期間中退職を申し出て退職したとき
  - ⑥前号のほか休職期間が満了して退職したとき
  - ⑦私傷病により業務が耐えられないと法人が判断した場合の退職のとき
  - ⑧自己都合により退職したとき
2. この規程において法人都合退職とは第1項①から④号までをいう
3. この規程において自己都合退職とは第1項⑤から⑧号までをいう

### 第3条 (基本退職金額)

基本退職金は別表に定める勤務年数に応じた額とする。

ただし、自己都合退職の場合は支給要件を十分検討し、減額（上限50%）することがある。

### 第4条 (勤務年数の計算)

1. 退職金の算定の基礎となる勤務年数は、採用日から退職の日までとする。これには試用期間は通算するが、休職期間は就業規則第9条によるものとする。
2. 計算上1年未満の端数が生じた場合は切り捨てて計算する。勤続1年未満は支給しない。

### 第5条 (退職金の控除・支給)

1. 退職金の支給に際しては、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。
2. 退職金は、予算その他の特別事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヶ月以内に支給する。

#### 第6条 (遺族の範囲及び順位)

本人死亡のとき退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

#### 第7条 (退職金の不支給)

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により減額した額を支給することがある。

①就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者

②退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

2. 退職金の支給後に前項第②号に該当する事実が発見された場合は、法人は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

#### 第8条 (規程の改定)

この規程は法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めた場合には、この規程を改定することができる。

#### 附則

1. この規程は、平成20年5月1日から適用する。
2. この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
3. この規程の改正は、令和7年4月1日より施行する。
4. この規程の実施前から在籍している職員については、勤続年数に応じた過去の積立額を今後の積立において補填していくものとする。